

2000年6月29日付け

在中華人民共和国大使館発 中華人民共和国国家旅游局宛 口上書第193号  
の別添実施要領

## 中華人民共和国国民の訪日団体観光旅行実施要領（関連部分抜粋）

### 1. 対象地域

中国国民の訪日団体観光旅行（以下「訪日団体観光旅行」という。）の健全なかつ秩序ある発展を図るため、中国側は、当初、北京市、上海市、広東省の2直轄市及び1省を訪日団体観光旅行の試験地域として指定する。これらの地域に在住する中国国民は訪日団体観光旅行に参加することができる。

### 2. 指定旅行会社

- (1) 中国側は、上記1. の2直轄市及び1省において中国国民自費海外渡航業務の経営特権を有する旅行会社21社を指定し、訪日団体観光業務を担当させる。中国側は日本側に対し中国側指定旅行会社のリストを提出する。
- (2) 日本側は、訪日団体観光旅行業務を取り扱う日本側の旅行会社を指定する。日本側は、中国側に対し日本側指定旅行会社のリストを提出する。
- (3) 日本側及び中国側は、それぞれの指定旅行会社に対し、相手側の指定した旅行会社の中から下記3. (2)(b)にいう団体観光旅行取扱契約の相手を選定することを指示する。
- (4) 上記(1)の中国側が指定した21社の旅行会社及び上記(2)の日本側が指定した旅行会社以外の（第3国及び日本のを含む）いかなる旅行会社、組織、個人も訪日団体観光旅行を取り扱ってはならない。

在中国日本大使館（又は査証取扱公館が拡大した後においては、各取扱公館を含む。）は、中国側が指定した21社以外の（第3国及び日本のを含む。）いかなる旅行会社、組織又は個人から提出された訪日団体観光旅行の査証申請も受理しないこととする。

### 3. 査証の申請及び発給

- (1) 中国側の指定した旅行会社は、中国の関係法令及びこの実施要領の各規定に従い、訪日団体観光旅行を取り扱う。
- (2) 日本側は、訪日団体観光旅行を目的として日本国に入国し、滞在することを希望する中国国民に対し、次の項目に基づき、発給の日から3ヶ月の期間有効であり、かつ15日間（入国日

を含まない。)の滞在を認める一時有効の短期滞在査証を発給する。

(a) 団体旅行の形式で取り扱い、各旅行団体に必ず日中双方の添乗員をつけること。1旅行団体の人数は5名以上概ね40名以下であること。(修学旅行は例外とする。)

(b) 上記2.(1)の中国側指定旅行会社が査証申請を取り扱うに際し、同2.(2)の相手方となる日本側指定旅行会社との間で訪日団体観光旅行取扱いに関する契約を締結していること。

(3) 日本側は、訪日団体観光旅行のための査証申請を当面、在中国日本大使館で受け付ける。日本国の他の在中国公館で受付を開始する場合には、日本側より中国側にその旨を通報する。